

(5) 千葉地域公害防止計画

ア 計画の目標

区 分	項 目	目 標
1 大気汚染	浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準 ・浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ・光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること。
	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第2の2 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
2 水質汚濁	健康項目 ① ア 水質 ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 ・水質（水底の底質を除く。）：1年平均値が1pg-TEQ/l 以下であること。 ・水底の底質：150pg-TEQ/g以下であること。
		イ 地下水 鉛 六価クロム 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	② ア 河川 生物化学的酸素要求量	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値 ア 河川 生物化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 C類型 5mg/l以下 D類型 8mg/l以下 E類型 10mg/l以下
生活環境項目 イ 湖沼 化学的酸素要求量 全窒素 全磷	イ 湖沼 化学的酸素要求量 全窒素 全磷	イ 湖沼 化学的酸素要求量 A類型 3mg/l以下 B類型 5mg/l以下 全窒素 全磷 Ⅲ類型 0.4mg/l以下 0.03mg/l以下 Ⅴ類型 1mg/l以下 0.1mg/l以下
	ウ 海域 化学的酸素要求量 全窒素 全磷	ウ 海域 化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 全窒素 全磷 Ⅱ類型 0.3mg/l以下 0.03mg/l以下 Ⅲ類型 0.6mg/l以下 0.05mg/l以下 Ⅳ類型 1mg/l以下 0.09mg/l以下
3 騒音	騒音	「騒音に係る環境基準について」 (平成10年9月30日環境庁告示第64号) 第1に定める基準値 昼間 夜間 A A類型 50dB 以下 40dB以下 A及びB類型 55dB 以下 45dB以下 C類型 60dB 以下 50dB以下 ただし、次に掲げる地域に該当する地域については、目標値は上記によらず下記の基準値とする。 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 60dB 以下 55dB以下 B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 65dB 以下 60dB以下 この場合において幹線交通を担う道路に近接する空間については上記にかかわらず、特別として下記の基準値とする。 昼間 夜間 70dB 以下 65dB以下
		航空機騒音

イ 地方公共団体等の講ずる措置に係る  
事業費

(19～22年度)

事業名		計画期間内 計画事業費 (百万円)	
公害対策事業	適用特別 事業負担	下水道整備 23	
	特例負担非 適用事業	下水道整備	公共下水道等 132,185
			流域下水道 36,322
		施設整備 廃棄物処理	ごみ処理施設 19,586
			し尿処理施設 2,562
		監視測定体制設備 15	
		公害防止調査研究 275	
		その他 7,539	
	公害関連 事業	公園緑地等整備 26,261	
		交通対策 36,614	
地盤沈下対策 471			
その他 2,362			
合計		264,215	

ウ 事業者の講ずる措置に係る事業費

(19～22年度)

	計画期間内計画 事業費 (百万円)
大気関係	20,274
水質関係	12,788
騒音・悪臭関係	1,168
産業廃棄物関係	1,772
その他	19,216
合計	55,218

(6) 公害防止協定

ア. 公害防止協定締結工場 (20年9月現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日	
千葉市	J F E スチール(株)東日本製鉄所 (千葉地区)	千葉市中央区川崎町 1	49.1.21	
	東京電力(株)東火力事業所千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	49.1.21	
	J F E 鋼板(株)千葉製造所	千葉市中央区塩田町385-1	51.6.14	
	新東日本製糖(株)本社工場	千葉市美浜区新港36	51.6.14	
	サミット美浜パワー千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	51.6.14	
	(株)J・オイルミルズ千葉工場	千葉市美浜区新港230	51.6.14	
	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	16.1.26	
市原市	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通 3	49.1.21	
	キャボットジャパン(株)千葉工場	市原市八幡海岸通 3	49.1.21	
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	市原市八幡海岸通 9	49.1.21	
	大日本インキ化学工業(株)千葉工場	市原市八幡海岸通 12	49.1.21	
	旭硝子(株)千葉工場	市原市五井海岸 10	49.1.21	
	チッソ石油化学(株)五井製造所	市原市五井海岸 5-1	49.1.21	
	丸善石油化学(株)千葉工場	市原市五井海岸 3	49.1.21	
	コスモ石油(株)千葉製油所	市原市五井海岸 2	49.1.21	
	東京電力(株)東火力事業所五井火力発電所	市原市五井海岸 1	49.1.21	
	電気化学工業(株)千葉工場	市原市五井南海岸 6	49.1.21	
	日本曹達(株)千葉工場	市原市五井南海岸 12-8	49.1.21	
	協和発酵ケミカル(株)千葉工場	市原市五井南海岸 11	49.1.21	
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	市原市五井南海岸 8-1	49.1.21	
	極東石油工業(株)千葉製油所	市原市千種海岸 1	49.1.21	
	東レ(株)千葉工場	市原市千種海岸 2-1	49.1.21	
	J S R(株)千葉工場	市原市千種海岸 5	49.1.21	
	三井化学(株)市原工場	市原市千種海岸 3	49.1.21	
	出光興産(株)千葉製油所	市原市姉崎海岸 2-1	49.1.21	
	出光興産(株)千葉工場	市原市姉崎海岸 1-1	49.1.21	
	東京電力(株)東火力事業所姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸 3	49.1.21	
	住友化学(株)千葉工場 (姉崎地区)	市原市姉崎海岸 5-1	49.1.21	
	日本板硝子(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸 6	49.1.21	
	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通 6	49.1.21	
	日立化成工業(株)五井事業所	市原市五井南海岸 14	49.1.21	
	旭ペンケミカル(株)千葉工場	市原市五井海岸 10	49.1.21	
	三井造船(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通 1	51.6.14	
	三菱製綱(株)千葉製作所	市原市八幡海岸通 1-6	5.1.8	
	三井製糖(株)千葉工場	市原市八幡海岸通 2-16	5.3.12	
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸 11-6	7.2.9	
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通 1-8	13.3.28	
	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	市原市五井南海岸 8-9	15.5.14	
	袖ヶ浦市	住友化学(株)千葉工場 (袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖 9-1	49.1.21
		富士石油(株)袖ヶ浦製油所	袖ヶ浦市北袖 1	49.1.21
吉野石膏(株)千葉第一工場		袖ヶ浦市北袖 18	49.1.21	
東邦化学工業(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖 10	49.1.21	
広栄化学工業(株)工場		袖ヶ浦市北袖 25	49.1.21	
片倉チッカリン(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖 13	49.1.21	
日産化学工業(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市北袖 11-1	49.1.21	
日本燐酸(株)		袖ヶ浦市北袖 14	49.1.21	
東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所		袖ヶ浦市中袖 2-1	49.1.21	
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場		袖ヶ浦市中袖 5-1	49.1.21	
チヨダウーテ(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖 12-1	61.4.1	
吉野石膏(株)千葉第二工場		袖ヶ浦市南袖 52	元.12.22	
(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所		袖ヶ浦市中袖 20-1	4.7.10	
(株)川重ガスタービン研究所		袖ヶ浦市南袖 50-1	6.1.18	
(株)エヌエスエネルギー袖ヶ浦袖ヶ浦発電所		袖ヶ浦市中袖 5-1	15.3.25	
東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市中袖 1-1	15.9.30	
(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所		袖ヶ浦市中袖 5-1	18.4.18	
吉野石膏(株)千葉第三工場		袖ヶ浦市南袖 46-48	18.10.6	
エコシステム千葉(株)		袖ヶ浦市長浦拓 1 号 1-51	19.7.6	
木更津市		(株)かざさクリーンシステム	木更津市新港 17-2	13.11.16
君津市		君津共同火力(株)	君津市君津 1	49.1.21
木更津市 君津市 富津市		新日本製鐵(株)君津製鐵所	君津市君津 1	49.1.21
富津市		東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富 25	60.9.27
	新日本製鐵(株)技術開発本部総合技術センター	富津市新富 1	49.3.30	
計			53 社 62 工場	

イ. かずさ環境協定締結事業所（20年9月現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6.6.21
	田辺三菱製薬(株)かずさ事業所	9.11.25
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10.12.28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュバータ)	12.11.10
	クリエイション・コアかずさ入居者※	
	(株)天然素材探索研究所	13.1.12
	(株)ホンダ・リサーチ・インスティテュート・ジャパン	13.1.12
	マナック(株)	15.1.17
	ビオックス・テクノロジー(株)	15.9.12
	かずさバイオインキュバータ入居者※	
	学校法人城西大学（城西国際大学）	16.6.4
	帝國製薬(株)	17.8.26
	(有)ケアティス	17.12.1
	(株)ジナリス	18.6.16
	(独)製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14.2.13
ソーラーシリコンテクノロジー(株)かずさ工場	20.8.19	
君津市	佐藤製薬(株)かずさアカデミア工場	14.3.29
	河村産業(株)かずさ工場	15.5.2
	児玉工業(株)本社工場	17.7.22
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18.11.1
	日伸精機(株)かずさ工場	20.3.28
	アウレオ(株)かずさ工場	20.6.23
	黒田精工(株)かずさ工場	20.7.14

※(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュバータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

## (7) 環境関係各種機関設置状況

### ア 諮問機関等

種類	名称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
諮問機関	千葉県大気環境保全対策専門委員会(大気保全課)	8. 2. 22	千葉県大気保全対策専門委員会設置要綱	県における大気環境保全対策について専門的事項を検討する。	学識経験者 12名
	千葉県環境影響評価委員会(環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 18名(20名)
	景観等影響評価専門委員会(自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 8名(10名)
	環境調査評価専門委員会(自然保護課)	9. 10. 1	千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱	自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る環境等調査に関し意見を述べるほか、環境調査評価に関する技術的な事項を調査審議する。	学識経験者 4名(5名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会(大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 18名 関係地方行政機関(国) 5名 事業者の代表者 3名 住民の代表者 3名
	千葉県環境審議会(環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全法	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会(廃棄物指導課)	10. 6. 17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設の設置及び維持管理計画に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	「バイオマス立県ちば」アドバイザー委員会(資源循環推進課)	16. 1. 16	「バイオマス立県ちば」アドバイザー委員会設置要綱	県のバイオマス関連施策の推進に当たり、県に対して一般的な助言を行うとともに、バイオマス有効利用の具体的・実現可能性の高い提案等を中立的かつ専門的見地から検討・評価する。	学識経験者、産業界関係者、行政関係者 14名(15名以内)
	三番瀬再生会議(地域づくり推進課)	16. 12. 27	三番瀬再生会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べる。	学識経験者、地元住民公募による者、環境保護団体関係者、漁業関係者、地元の経済界・産業界関係者 22名(25名以内)
	三番瀬環境学習施設等検討委員会(環境政策課)	18. 3. 30	三番瀬環境学習施設等検討委員会設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定や事業実施にあたり、県に対して環境学習についての具体的な助言を行う。	三番瀬再生会議委員、地元住民、博物館職員・教員、行政 12名(15名以内)
審査機関	千葉県地質環境対策専門委員会(水質保全課)	20. 4. 1	千葉県地質環境対策専門委員会設置要綱	地盤沈下及び地質汚染について、効果的な対策の実施に資するため、専門的な見地から意見を述べる。	学識経験者 7名(8名以内)
	千葉県公害審査会(環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例(公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 15名以内

(注) 定数と現員数に相違ある場合は( )中に定数を示した。

### イ 協議・協力機関

#### (ア) 各県との協議・協力機関

名称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37. 10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係 11 都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38. 12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47 都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33. 10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係 12 都県市 国土交通省 水資源機構

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
関東地方知事会関東地方環境対策推進本部	46. 1. 1	関東地方環境対策推進本部設置要綱	関東地方の公害に広域的に対処するため、関東地方知事会に「関東地方環境対策推進本部」を設け、公害の発生原因を究明し、防除対策等の施策を強力に推進する。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係 10 都県 12 市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連带的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の1都2県6区16市1町
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55. 11. 12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
全国湖沼環境保全対策推進協議会	56. 9. 9	全国湖沼環境保全対策推進協議会規約	湖沼の環境保全対策の推進を図る。	全国 32 都道府県
関東甲信越静環境美化推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境美化推進連絡協議会規約	関東甲信越静 11 都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化の推進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
八都県市環境問題対策委員会	元. 11. 16	八都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため八都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
八都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	八都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、八都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	46 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04. 12. 10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等7省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

### (イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 3 市町 県 関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質及び生活環境の保全を図る。	関係 15 市町村、県、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 6 市町村、県、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係 14 市町村
千葉県環境行政連絡協議会	47. 8. 2	千葉県環境行政連絡協議会会則	環境行政における県、市町村及び市町村相互の有機的な協調の保持を図るための連絡調整並びに環境担当職員の知識・技術の向上を図る。	県、市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に係る企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係 4 市町 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係 8 市村 関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 4 市町 県 関係団体等

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構 成
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06. 10. 21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	関係3市町 県 関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県 関係2市町
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係7市町 県 関係団体等
美しい木戸川を守る会	04. 5. 27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	関係5市町村 県 関係団体
千葉県自動車交通公害対策推進協議会	05. 3. 26	千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱	千葉県における自動車交通公害防止対策の推進等について広く意見を聴取する。	県 学識経験者 国の関係機関 市町村代表 関係団体
千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会	06. 3. 25	千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領	行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、再整備の円滑な推進を図る。	委員11名 (県、学識経験者、自然保護団体、市川市)
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等6名 関係市町村9名
千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）策定検討会	14. 8. 15	千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員16名（県、学識経験者、関係市町、関係団体）
千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）策定検討会	16. 5. 28	千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員19名 (県、学識経験者、関係市、関係団体)
石綿（アスベスト）対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びびく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1. 18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8. 25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14. 11. 21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9. 11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び研究センター長等16名 市町村18名
千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14. 12. 24	千葉港市原地先（市原港）の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員（関係課長、関係出先機関の長、関係市）7名 オブザーバー（国の関係機関）2名
千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画策定検討会	18. 7. 10	千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画策定検討会設置要領	外来生物法第18条に規定する防除実施計画の策定や実行方法等について検討する。	委員12名 (学識経験者、自然保護団体、動物福祉関係団体、関係市、県)
千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会	18. 12. 25	千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているアライグマの防除等有効な対策を検討する。	委員13名 (学識経験者、獣医師団体等関係団体、関係市町、県)
千葉県特定外来生物（キョン）防除実施計画策定検討会	19. 12. 3	千葉県特定外来生物（キョン）防除実施計画策定検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているキョンの防除等有効な対策を検討する。	委員11名 (学識経験者、関係団体、関係市、県)
千葉県レジ袋削減検討会議	20. 1. 18	千葉県レジ袋削減検討会議設置要領	資源循環型社会の構築と地球温暖化防止に資するため、誰でも、身近で、簡単に取り組めるレジ袋の削減を全県に広く推進する具体的な手法等を検討し定める。	委員25名以内 (学識経験者、県民、事業者、行政機関)

(ウ) 県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員(関係部長等) 13名 幹事(関係課長等) 19名
地下水汚染対策連絡会	59.11.22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染を防止するため、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11名
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等 24名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3.16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長: 知事 委員: 副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整等を行う。	委員(関係課長) 20名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7.20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員(関係課長) 17名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長 23名
ダイオキシン類等問題連絡会議	09. 6. 9	ダイオキシン類等問題連絡会議設置要綱	ダイオキシン類等及び環境ホルモンに係る情報交換と施策の検討を行う。	関係課長 25名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1.12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長: 環境生活部次長 関係課副課長等 10名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6.15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長: 環境生活部次長 関係課長 16名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7.14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長 6名 幹事 関係課長 26名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員(関係課長、関係出先機関の長) 32名
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9.22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長: 環境生活部長 関係部局長 12名